

令和 2 年度事業計画書

自：令和 2 年 4 月 1 日

至：令和 3 年 3 月 31 日

公益財団法人 放射線計測協会

目 次

I . 事業概要	1
II . 事業内容	2
1. 調査・試験研究及び技術開発	2
2. 校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測	2
3. 研修・普及	3
III . 事業の実施	3

I. 事業概要

公益財団法人 放射線計測協会（以下、当協会と記述）は、放射線計測の信頼性向上に必要な事業を実施するとともに、その成果の活用及び放射線計測に係る技術教育を行うことにより、原子力・放射線の利用開発の健全な発展並びに安全・安心な社会の実現に寄与している。

国内の原子力発電所や原子力関連施設では稼働再開への動きが続いているが、今後必要性が増すと思われる廃棄物管理関係施設を含めた多くの原子力・放射線関連施設が継続的に利用されていくためには、これらの施設や関連技術の理解の促進に係る努力に加え、関係施設の放射線安全に係る社会的な信頼を獲得していくための活動も重要である。

こうした状況において、放射線計測に係る信頼性の確保及び国民の幅広い層における放射線・放射能に対する知識の普及・向上は必要不可欠な課題であり、当協会の果たすべき役割は大きい。このため当協会は、今後も放射線計測に関する揺るぎない技術基盤の構築と放射線の正しい知識の普及に努め、我が国における原子力・放射線利用開発の今後の動向を視野に入れた活動によって、放射線利用の安全確保と発展の一翼を担うことが求められている。

令和2年度は、上述の当協会の社会的役割の重要性を認識し、公益目的事業としての「放射線計測の信頼性確保に係る事業」を着実かつ積極的に実施していくこととする。特に、国内の原子力関連事業の動勢や原子力機構の研究開発状況の変化に伴う関連業務への影響を的確に捉えて対応する。

「放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発」の業務では、放射線標準の移行に係る技術的基盤の整備を継続的に実施するとともに、原子力防災に関連した放射線防護機器の性能調査等を実施する。また、放射線関連分野での新たな業務範囲の拡大について引き続き検討を行う。

「放射線計測器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測」の業務では、放射線計測に関する専門的知識・技術に基づき、国、地方公共団体、原子力研究機関、産業界等にトレーサビリティを確保した品質の高い校正サービスを提供する。また、原子力・放射線施設等に関連する各種の試料中放射能の分析・測定、放射線管理計測等の業務を着実に実施し、施設や一般環境における放射線安全確保に寄与する。

「放射線計測に係る研修及び普及」の業務では、放射線管理及び放射線計測に係る技術者養成のための研修、並びに放射線業務従事者教育訓練を実施するとともに、国、地方公共団体等のニーズに即した放射線教育や原子力防災に係る研修等、幅広い放射線知識の普及活動を実施する。また、放射線計測に係る専門機関として、関連する最新の技術的知見の獲得と普及発展に貢献するための活動を実施する。

II. 事業内容

1. 調査・試験研究及び技術開発

放射線計測の信頼性の向上に資するため、放射線計測に係る調査・試験研究、技術開発等を行うとともに、得られた成果を積極的に公開し、情報の提供を行う。

イ. 国、地方公共団体、原子力機構等の放射線計測に係る幅広いニーズを捉えて、調査・試験研究、技術開発及び関連事業を行う。

ロ. 放射線計測技術の向上、並びに計量トレーサビリティ及び校正に係る試験・技術開発を行う。特に、水晶体等価線量測定器校正への対応や個人線量測定機関の登録認定制度に関して実施される技能試験に関連した業務を行う。

ハ. 研究機関等からの求めに応じ、原子力緊急時に用いられる放射線測定機器の性能調査や放射線施設に係るBG調査等の業務を行う。

2. 校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測

原子力・放射線関連機関、地方公共団体、一般企業等が所有する放射線測定器の校正を行うとともに、放射線量(率)測定及び各種試料の放射能分析・測定を通じて信頼性の高い計測データを提供する。

イ. 放射線標準施設等を利用して、各種放射線測定器に対して品質の高い校正業務(放射線測定器の点検・校正、線量計測素子等の基準照射及び放射線測定器の特性試験)を行う。

ロ. γ (X)線及び速中性子に係る放射線測定器のJCSS校正を積極的に実施し、JCSS事業の普及に努める。

ハ. 放射線計測の専門的技術を活かして、原子炉施設、放射線施設等における放射線管理試料、環境試料等の放射能測定を行う。また、放射線計測に係る一般からの依頼に的確に対応する。

ニ. 福島原発事故に関連した放射線計測の信頼性確保に資するため、放射線測定器の校正(簡易放射線測定器の校正を含む)、各種試料の放射能測定などに積極的に取り組む。

ホ. 放射線管理に係る計測の専門的知見と経験を活かして、原子炉施設や放射線施設等の放射線安全確保に寄与する。

3. 研修・普及

放射線計測・放射線管理の技術者を育成するための定期講座及び放射線業務従事者の安全教育訓練・研修を実施する。また、一般、学生を含む幅広い層の人々を対象とした放射線知識の普及に係る活動を行う。

- イ. 放射線計測等に係る定期講座では、原子力・放射線利用の安全確保と安心に繋がる技術教育を行う。また、依頼元、受講者等の要望を適切に反映するとともに、原子力防災研修の充実等、社会的ニーズに即した講座内容の改善や充実を図る。
 - ロ. 放射性同位元素等規制法、原子炉等規制法等に基づく放射線業務従事者教育訓練、規制機関職員に対する放射線教育など、原子力・放射線利用の安全確保に不可欠な放射線安全研修を実施する。
 - ハ. 茨城県内の高等学校の教職員等を対象とした放射線教育を引き続き行う。また、原子力施設立地地域における原子力防災及び放射線安全、並びに放射線（能）測定等に係る研修及び知識の普及活動を行う。
- 二. 放射線計測専門家会合又はセミナー等を開催するとともに、放計協ニュースの発刊や外部委員会等への参加などを通じて、放射線計測分野における社会的貢献を果たす。

III. 事業の実施

これらの事業の実施に際しては、放射線計測関連分野全般に係る知識と技術力及び業務品質の維持と一層の向上に努めるとともに、あらゆる利害関係者等からの要望に対して積極的に対応する。また、事業の実施に不可欠な施設、設備等の利用についても、関係機関の状況変化に柔軟に対応しつつ、適切な業務環境整備に努めることとする。

さらに、関係法令及び定款に基づく法人経営をより効率的かつ確実に実施するため、引き続き、規程等の整備、品質保証活動、情報セキュリティ活動及び業務拡大に係る活動などを着実に進めるとともに、組織の継続的発展に必要な人材マネジメント（特に、育成と効率的活用）を推進する。